

各 位

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定不当廉売関税に関する具体的取扱いについて

「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（平成26年政令第415号）の施行に伴い、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジイソシアナートに対しては、平成26年12月25日から平成27年4月24日の間、暫定的な不当廉売関税が課されることとなりました。

当該取扱いにつきましては、「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて」（平成26年12月24日財関第1309号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第2929.10号に掲げる物品のうちトルエンジイソシアナート

2. 対象国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

3. 税率

69.4%

4. 期間

平成27年4月24日まで

5. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に「S005001」を入力する。

問合せ先

通関総括第一部門（手続関係） TEL03-3599-6337

原産地調査官（原産地認定関係） TEL03-3599-6527